

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 10 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 79 号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年岩手県規則第 83 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（日常生活上必要な行為）</p> <p>第 2 条の 5 条例第 2 条の 2 第 2 項ただし書に規定する日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p>	<p>（日常生活上必要な行為）</p> <p>第 2 条の 5 条例第 2 条の 2 第 2 項ただし書に規定する日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p><u>（5） 負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）</p> <p><u>ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹</u></p> <p><u>イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の規則第 2 条の 5 の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。